

平成27年(ヨ)第6号 原発再稼働禁止仮処分命令申立事件

債権者 辻義則 外28名

債務者 関西電力株式会社

準備書面(2)

平成27年7月7日

大津地方裁判所民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 井戸謙一

同 吉川実

同 崔信義

同 高橋陽一

同 石川賢治

同 向川さゆり

同 石田達也

同 稲田ますみ

外 24名

【目次】

第1 答弁書第2章第2「原子力裁判における具体的危険性の判断の枠組み」 (答弁書12～16頁) に対し	2
第2 答弁書第2章第3「主張立証責任の所在」(答弁書17～19頁) に対し	3
第3 答弁書第4章「本件発電所の必要性」 に対し	6
第4 答弁書第5章～第7章 に対し	11

【本文】

本準備書面においては、債務者の答弁書に対し、必要な範囲で反論を行う。

第1 答弁書第2章第2「原子力裁判における具体的危険性の判断の枠組み」 (答弁書12～16頁) に対し	
--	--

債務者は、過去の裁判例を引用しながら、債権者の申立てが「原子力発電に危険が内在すること自体をもって直ちに債権者らの人格権を侵害するような危険性がある」と主張するものと印象づけようとしている。債権者らの立論の根拠がそのようなものであれば、債権者らは具体的主張をする必要がない。百万キロワット級の原発1機が1年間運転すれば、広島原爆によって放出された放射性物質の1000倍の放射性物質が原子炉内に貯まるという事実を指摘するだけで、債権者の主張は十分であろう。仮処分申立書及び債権者準備書面(1)をお読みいただければ容易に判ることであるが、債権者らは、債務者の安全対策が不十分であり、地震、津波、テロ等によって過酷事故が発生する可能性が高く、更に過酷事故対策が不十分であり、合理性・実効性のある避難計画も立てられていないから、債権者ら周辺住民の人格権が

侵害される恐れが強いと主張しているのである。

第2 答弁書第2章第3「主張立証責任の所在」（答弁書17～19頁）に対し

1 立証責任論については、仮処分申立書第6章の第2及び主張書面2で主張したので、ここでは繰り返さず、債務者の主張について、必要なコメントをするに止める。

2 債権者が、「伊方最高裁判決の論理によれば、本来原告が負担すべき立証責任は、事実上被告に転換されたのであり、原子炉設置許可処分取消訴訟は、被告行政庁が『被告行政庁の判断に不合理な点がないこと』を立証できたか否かについて攻防が行われ、立証できれば原告の請求が棄却され、立証できなければ認容されるという、立証責任論からみれば、単純な構造で訴訟が追行されることになる」と主張した（仮処分申立書70頁）のに対し、債務者は、債権者の主張について「伊方最高裁判決を正解しないで独自の見解を言うもの」と主張する（答弁書18頁下から3～2行目）が、債権者の理解のどこがどのように誤っているのか、具体的に指摘していただきたい。

3 債務者は、「新規制基準の合理性や同基準への適合性に関しては・・・行政庁の審査を受ける事業者なのであるから、主張立証できる範囲は限られたものとなる」（答弁書19頁5～8行目）と主張するとともに、「本件発電所が原子力規制委員会の許認可審査に合格した事実・・・をもって、本件発電所に安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示したもの」と主張するが、不当な主張である。

まず、仮に、本件各原発が新規制基準に適合しているとしても、そのことは、本件各原発が安全であるという根拠にはならない。田中俊一原子力

規制委員会委員長が、常々、原子力規制委員会は、基準の適合性を判断しているだけであって、適合していても「安全」とは言わない、安全性を高めるのは事業者の努力であると発言していることが参照されるべきである。

次に、債務者において、本件各原発が新規制基準に適合している事実を、本件各原発の安全性を基礎づける事情であるとして主張するのであれば、債務者自身が、①新規制基準が原発の安全性を確保する基準として合理的であること、②本件原発が新規制基準に適合していること、を立証すべきことは当然である。本件仮処分事件の当事者は、債権者と債務者であり、原子力規制委員会は当事者ではないのである。ただし、上記①の事実は、「原子力規制委員会が新規制基準を定めた事実」(①´)によって立証されたと扱われてはならないし、上記②の事実は、「原子力規制委員会が本件各原発について新規制基準に適合していると判断した事実」(②´)によって立証されたと判断されてはならない。仮に、①´の事実の立証によって①が立証され、②´の事実の立証によって②が立証されたと扱われるのであれば、債務者が立証すべきことは無内容であり、本件における実質的な争点のすべては、債権者側が立証責任を負担することになってしまい、甚だしく不公正である。債権者は、本件仮処分審理において、新規制基準に合理性がないこと、本件原発が新規制基準に適合しているという原子力規制委員会の判断に合理性がないことを具体的に主張しているのであるから、債務者は、債権者のそれらの主張を踏まえても、なお、新規制基準が合理的であり、本件各原発が新規制基準に適合しているという原子力規制委員会の判断が合理的であることを立証しなければならず、そうでなければ、「本件発電所に安全性に欠ける点のないことについて相当の根拠を示した」ことにはならないと解するべきである。

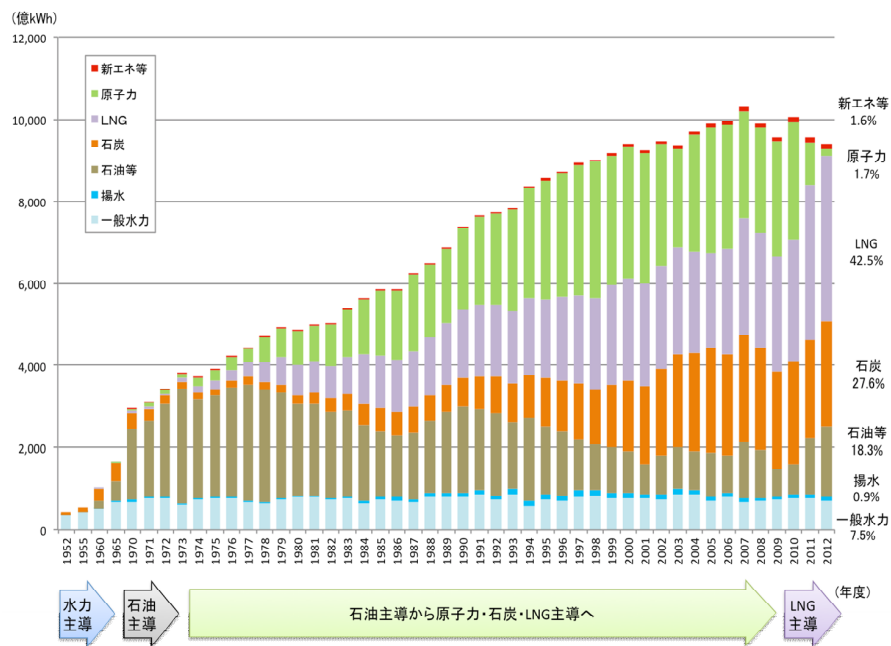
4 債務者は、「本件発電所の運転に伴い、いかなる機序でどのような人格権の侵害の具体的危険性が生じ、これにより、いずれの債権者にどのような被害が生じるのかが明らかにされなければ、債権者らの請求は認められるものではない」と主張する（答弁書11頁11～15行目）。ご都合主義の主張である。原発は、巨大かつ複雑な装置である。1機の原発に使用されている配管を直線に伸ばせば、その長さは約170kmに達し、1機の原発に使用されているケーブルを直線に伸ばせば、約1700kmに達し、1機の原発に使用されている弁の数は3万台、モーターの数は1300台、ポンプの数は360台に及ぶと言われている。事故に至るシーケンスは数限りなくあり、人智では、とてもそのすべてを想定することはできない。債務者は、スリーマイル島原発事故の原因となった人為ミスを、チェルノブイリ原発事故の原因となった出力調整による原子炉の暴走を、福島第一原発事故の原因となった非常用ディーゼル発電機の津波による水没を具体的に想定していたのか（もし東京電力が想定していたのなら、非常用ディーゼル発電機を地下に設置するなどというお粗末な措置は改められていたのではないか）、お伺いしたい。原発事業者は、過酷事故が起こるシーケンスのすべてを想定することはできないが、いかなる事態が生じても過酷事故に至らないように多重防護の思想のもとで安全対策をとっているのである。したがって、その安全対策に不十分な点、不合理な点があれば、過酷事故が発生する危険性が否定できないことになる。債権者としては、債務者の安全対策に不十分な点、不合理な点があることを指摘すれば十分であり、債務者において、その指摘を踏まえても過酷事故に至る可能性がないことを証明できない限り、当該原発は、過酷事故を発生させ、債権者らの人格権を侵害する具体的危険があると判断されるべきである。

第3 答弁書第4章「本件発電所の必要性」に対し

1 債務者は、「原子力発電の特徴及びエネルギー政策における位置づけ」を(1)供給安定性、(2)環境性、(3)経済性、(4)エネルギー政策における位置づけ、に分けて述べている(第4章第1の2)ので、これに対する必要なコメントをする。

(1) 債務者は、エネルギー自給率が6%と低く、エネルギー資源の約半分を占める石油は、ほとんどを中東地域からの輸入に依存しているのに対して、ウランは、カナダ、オーストラリア等の国々に分散して存在するから供給安定性に優れていると主張する。

なぜ、エネルギー自給率の数字を出すか。出すのであれば、発電のためのエネルギーの自給率を提示すべきである。石油とウランを比較するのも恣意的である。今や、発電用燃料としての石油のシェアは、わずか約18%にすぎず、最も多く使われているLNGは約42%である。そして、LNGの輸入先は、オーストラリア、ロシア、マレーシア、インドネシア等であって、政情が比較的安定している国々である。

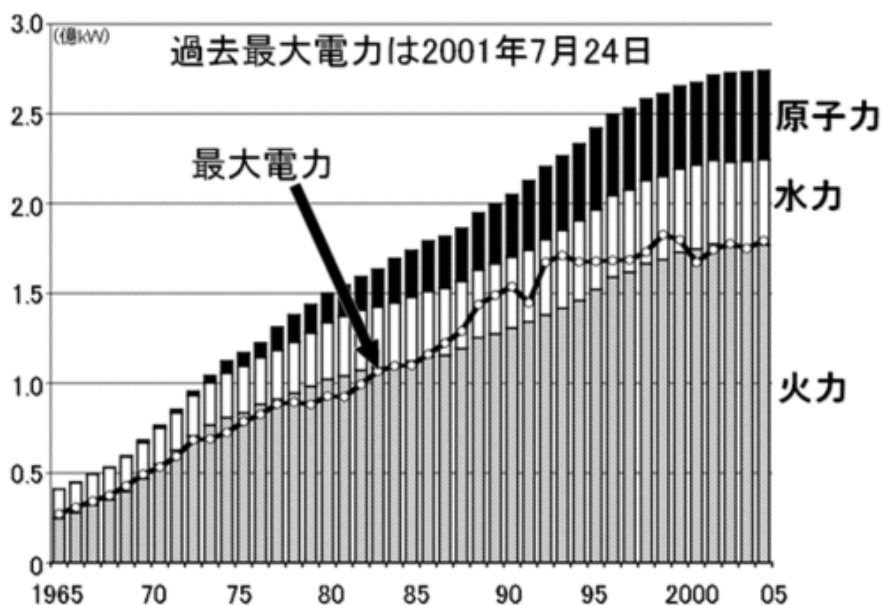


【(出所) 経済産業省エネルギー庁「エネルギー白書2014」】

(2) 債務者は、原子力発電がエネルギーの安定供給に資すると主張する(答弁書24頁1行目)が、全く逆である。原発ほど、不安定な発電方法はない。そのことは、東日本大震災を見れば明らかである。原発だけではなく、各所の火力発電所も被災した。しかし、火力発電所は、被災によって発電が停止しても、その翌日から運転再開に向けての作業に入ることができ、現実に次々と運転を再開させた。しかし、原発は、被災しなかった原発も含めて、本日現在も一機も運転できないのである。2002年、東京電力が原発のトラブルの事実を隠ぺいしていた事実が明るみに出たとき、東京電力は、2003年4月から約20日間、すべての原発の運転を停止させた。重大事故を起こした時の被害の程度が他の発電方法と比較にならないほど甚大な原発は、問題が生じた時に、容易に再稼働することができないから、結果として、極めて不安定な発電し

かできないのである。実は、そのことを一番理解しているのは、電力会社自身である。我が国では、1970年以降、次々と原発が建設され、原発による発電量、発電容量は右肩上がりに増加した。その分、他の発電方法による発電容量が減少又は横ばいだったかというとは決してそうではなかった。火力発電による発電容量は、原発の発電容量と軌を一にして増加し続けた。そのため、福島第一原発事故が起こるまで、最大使用電力が、原発を除く発電施設の設備容量を上回ることはなかった、すなわち、いつの時代も、原発が一機も動かなくても、電力供給に支障をきたすことはなかったのである。この事実は、電力会社自身が、原発の発電が不安定であることを自覚し、すべての原発が動かなくても、電力供給に支障がない体制をとっていたことを意味するのである。

発電施設の設備容量と最大電力の推移



最大電力が火力+水力の発電能力を超えたことはないので、原発なしでも停電することはない。エネルギー・経済統計要覧(1994年版～2009年版)より藤田祐幸氏作成。2001年7月24日は1億8269万kW。

(3) 債務者は、「環境性」という項目をたて（第4章第1の2の(2)）、二酸化炭素排出量について述べている。「環境性」という項目をたてたのなら、放射性物質の環境排出や温排水が環境に与える効果についても述べられたい。原発は、事故時だけでなく、平常運転時においても多量の放射性物質を排出している。原発周辺では、小児白血病の発生数が有意に高いことは、よく知られた事実である（甲第74号証）。また、原発は、発電効率の悪い発電方法で、熱エネルギーの3分の1しか電気エネルギーに転換せず、3分の2は温排水として海に捨てている。百万キロワット級の原発一機が、毎秒70トンの海水を7度温めているといわれている。このことが地球温暖化に与えている影響は深刻なものがある。債務者の原発が運転を停止したことで、若狭湾にもともと多数生息していた北方系の魚介類が戻り、生態系が回復しつつあることは有名な話である（甲第75号証）。債務者は、所有する原発の運転を停止していることで、環境保全に多大な貢献をしているのである。

(4) 債務者は、原発が火力発電と比べ「1kWh当たりの発電コストが遜色ない水準」と主張している（第4章第1の2(3)）。さすがに「安い」とは言わなくなったようである。そもそも、「極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的に許されないことである」（甲第76号証66頁）が、債務者が指摘するエネルギー・環境会議コスト等検証委員会の平成23年12月19日付報告書による原発の発電コスト8.9円/kWhは、原発事故の後処理のコストの算入が不十分だったのであり、その後2014年までに要した費用を加えると、1kWhの発電コストは、少なくとも11円台に上ること

を指摘しておく（甲第77号証）

(5) 我が国のすべての原発が運転を停止して1年9か月が経過した。この間、我が国の電力供給には全く支障がなかった。原発は、不安定であり、環境に対する負荷が大きく、経済性にも劣っている。もはや、原発を運転することに何らの公益性がないことは明らかである。なお、債務者は、「火力発電に大きく依存する状態が続けば、中東地域の政情が不安定となった場合に我が国のエネルギー供給体制は甚大な影響を受ける可能性がある」と主張する（26頁11～14行目）が、ここにもごまかしがある。我が国における発電用エネルギーとしての石油のシェアは、上記のように18%にすぎず、42%を占めるLNGの産出国は、比較的政情が安定しているのである。

なお、国際情勢にかかわらず安定して電気を得るためには、国産のエネルギー源を使うしかなく、それは再生可能エネルギーしかない（原発が「準国産」であるなどというのはまやかしである。）。既にドイツでは、2014年度上半期の再生可能エネルギーの割合が28.5%に達した。我が国でも、原発に見切りをつけてドイツのように再生可能エネルギーに力を入れれば、石油の輸入がストップしても、何の支障もないのである。

2 債務者は、「債務者の電力供給体制の現状」（第4章第2）という項をたてて、債務者所有の全原発の運転が停止していることから、電力供給に懸念が生じている、CO₂の排出量が増えている、燃料調達費用が増大して電気料金の値上げをやむなくされている等と主張している。しかし、我が国の原発全てが停止しても、電力供給に何の支障もないことは、この1年9か月の時間が証明した。CO₂の排出は増えたが、福島第一原発以外の原発からの放射性物質や温排水の排出は止まった。電力会社のうち、原発を動

かせないことで赤字になり最も苦しんでいるのは、債務者である。東北電力も、北陸電力も、あの東京電力ですら黒字を計上しているのである。債務者が電気料金の値上げを迫られているのは、原発の不安定性を直視せず、発電方法における原発の割合を我が国の電力会社の中で断然トップの50%以上に高めた債務者経営陣の経営判断の誤りが原因である。その尻拭いのために、原発周辺住民が生命身体をリスクにさらされる理由はない。

第4 答弁書第5章～第7章に対し

- 1 地震対策、津波対策については、別準備書面で反論を述べる。
- 2 債務者は、安全対策を語る述べる。債務者が想定している事故原因によって、債務者が想定している単一故障しか生じなければ、そして、異常事象が起こったときに、運転員が何が生じているのか、その原因が何か的確に把握でき、債務者が予定している対策を冷静にとることができれば、債務者が想定しているように事故は収束するかもしれない。しかし、私たちは、福島第一原発事故によって、現実には事故が起こったとき、事態は机上の想定どおりにはすすまないことを嫌と言うほど思い知らされたはずである。債務者の安全対策についての説明は、福島第一原発事故前の文章かと思え、見まがうばかりである。
- 3 債務者は、福島第一原発事故において福島第一原発の「安全上重要な設備」について共通要因故障が生じることとなったのは、「同発電所の自然的立地条件に係る安全確保対策（津波に対する想定）が十分ではなかったということに外ならない」から、「本件発電所を含めた他の原子力発電所が全て同様の危険性を有しているということにはならない」と述べる（答弁書53頁）。チェルノブイリ原発事故が起こったとき、我が国の政府、電力会社、御用学者らは、この事故は、ソ連の原発だから起こったのであって、

日本の原発で同様の事故が起こるとは考えられないと口々に述べた。そのときと同じ言辞が繰り返されている。

福島第一原発事故が起こったのは、福島第一原発に止まらず、我が国の原発の安全技術及び設備が、「確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ちうる脆弱なものである」ためである（福井地裁平成26年5月21日判決64頁）。債務者の主張を読めば、「確たる根拠のない楽観的見通し」が、債務者の主張の基準地震動の策定、基準津波の策定、耐震クラスの設定等、各所で現れている。債務者の基本思想は、福島第一原発事故を経ても、何も変わっていないようである。

以上